

京田辺市中小企業 売上拡大等支援事業補助金

京田辺市では物価高騰の影響にも負けず、市内中小企業者のみなさまが積極的に売上げを伸ばすための取組や費用削減を行う取組を支援します。

補助対象者	<p>物価高騰の影響を受けている 市内に住所等を有する中小企業者 法人：市内に事業所を有し、法人市民税を納めていること 個人：市内に住所を有すること ※1. 事業開始1年以内の法人については、法人市民税の納付は要件ではありません。 ※2. 京田辺市外に住所を有する個人事業主は補助対象外となります。</p>				
補助率 補助金額	<p>補助率：① 中小企業・・・補助対象経費の1/2以内 ② 小規模事業者・・・補助対象経費の2/3以内 ※②において、補助対象経費10万円以下の事業を実施する場合は、補助対象経費の4/5以内 補助金額：最大20万円</p>				
補助対象事業	<p>売上拡大や費用削減に向けた取組のうち、京田辺市商工会が認めた事業実施計画を基に実施する事業 ※1. 補助対象経費は消費税を除いた金額です。 ※2. 令和8年12月31日(木)までに納品・支払が完了する事業に限ります。</p>				
申請期間	<p>【第1次募集】令和6年度及び7年度を通じて、未申請の事業者とします。 令和8年5月18日(月) から 令和8年6月30日(火)まで 【第2次募集(予定)】補助対象者に該当する全ての事業者とします。 令和8年7月1日(水) から 令和8年10月30日(金)まで</p>				
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度において、申請は1事業者1回限りです。 事業開始前の申請が必要です。 ※事業実施後の申請は対象外です。 第2次募集は、<u>第1次募集終了(6月末)時点で予算の上限に達しない場合に実施</u>します。 予算の上限に達した場合は、申請の受付を終了します。 あらかじめご了承ください。 詳細は京田辺市ホームページから「募集要領」をご確認ください。 				
補助対象例		業種	補助対象事業	補助対象経費	補助金額
	例1	製造業 (中小企業)	展示会出展販促 ノバルティ製作	40万円	20万円
	例2	飲食店 (小規模事業者)	新聞折り込み ポスティング	10万円	8万円

【申請先・お問い合わせ】

京田辺市商工会 (京田辺市田辺中央4丁目3番3)
 TEL : 0774-62-0093 Mail : kyotanabe-sci@kyoto-fsci.or.jp

